

令和元年度
第4回長浜市景観審議会
会議要点録

長浜市景観審議会

令和元年度第4回長浜市景観審議会 会議要点録

- 日 時 令和2年2月25日（火） 午前10時から午前11時40分まで
- 場 所 長浜市役所5階 5-A会議室
- 出席委員 9人
奥貫隆（会長）、大村悟子、小財憲司、武田史郎
饗庭啓良、大神敏臣、辻村耕司、中西恭子、松居弘次（敬称略）
- 欠席委員 3人
石井良一（副会長）、東幸代、山口陽稔（敬称略）
- 事務局 5人
都市建設部 嶋田次長、都市建設部都市計画課 内藤課長、伊藤副参事、
森本主事、冨田主事
- 関係課 4人
産業観光部商工振興課 桂本課長、三家主幹
市民協働部歴史遺産課 雨森副参事、南部主幹
- 傍聴人 0人
- 配布資料
- ・ 次第
 - ・ 資料1：長浜市景観審議会委員名簿
 - ・ 資料2：長浜市景観審議会の設置等に関する規定について
 - ・ 資料3：長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
 - ・ 資料4-1：（仮称）長浜市工場立地法準則条例の制定について
 - ・ 資料4-2：諮問第1-3号 広域景観形成重点区域における長浜市工場立地法準則
条例（案）に基づく特定工場の行為の承認について
（参考資料1）緑化面積と緑地面積の算定の違い
（参考資料2）広域景観形成重点区域内の既存特定工場一覧
（参考資料3）工場立地法規制の運用状況
 - ・ 資料5：長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定について（経過報告）
（当日配布）長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）【素案】※抜粋
（当日配布）歴まち法運用指針※抜粋

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

- ・嶋田都市建設部次長からあいさつ

3 諮問事項

諮問第1－3号 広域景観形成重点区域における長浜市工場立地法準則条例（案）に基づく特定工場の行為の承認について

（商工振興課）

- ・資料4－1に基づき、長浜市工場立地法準則条例（案）について説明。

（事務局）

- ・資料4－2に基づき、諮問第1－3号について説明。

（会長）

- ・前回の審議会を受けて事務局で検討した結果、現段階でのガイドランの作成は困難であり、かつ、具体的な案件がないことから、当面の対応として景観審議会で一案件ごとに審議し、承認を得る形としたいがいかがか。

（委員）

- ・今後も広域景観形成重点区域では緑化20%の基準を維持し、その基準を事業所等に求めていくなかで、特定工場だけを特例承認していくのは他の事業所等に説明がつかないのではないか。
- ・景観形成基準は勧告等も可能である規制基準であって、数値基準をもつものを景観審議会で検討するということは恣意や裁量が入りかねない。
- ・今回事務局が適用しようとしている長浜市景観まちづくり計画（以下、景観計画という。）の但し書きは、本来、既存の景観形成基準にはないが追加で求めたい基準があるとき、景観審議会の意見を求め、判断するためのものであると感じる。その辺りを整理しておかないと、何でも景観審議会に諮ればよいことになってしまいかねない。
- ・特例承認の形をとるのではなく、景観形成基準自体を見直してはどうか。規制基準の数値に幅を持たせるのは公平性を欠く。また、案件ごとの審査では、案件間のバランスがとりにくい。

（事務局）

- ・特定工場の長浜市工場立地法準則条例（案）（以下、準則条例という。）における緑地面積率緩和は、市の政策的な方針であるため、景観部局としても一定その行為を

認めていきたい。

(委員)

- ・規模が大きい特定工場は特例を認めるが、規模の小規模な工場は認めないというのは矛盾しており、景観計画としてはその差を整理しておかないといけない。
- ・はじめは案件毎に個別審査とすることは仕方ないが、ゆくゆくは景観形成基準の見直しを視野に検討すべき。

(委員)

- ・景観の届出を出す立場としては、案件審査であっても、最低限必要な条件を提示いただきたい。

(委員)

- ・周辺景観を考えるのであれば、規模の大きい特定工場は緑化効果を発揮しやすいことを踏まえて基準を考えてみるとよいのではないか。

(委員)

- ・景観面で言えば、見た目の緑化効果は重要。

(委員)

- ・緑化の目的次第では、緑地が必要ない場所もあるのではないか。長浜市は田んぼなどの緑地が多くあり、そうした立地にある工場に対しても一律の緑化を求めるのは適切かどうか。

(委員)

- ・案件審査とすると時間がかかると想定されるが、実際運用可能なのか。
- ・景観審議会で諮るとしても事業者が具体的に検討できるように抽象的な基準でもいいので、整備し外部に示す必要がある。

(委員)

- ・審議会で審査するとしても判断のよりどころが欲しい。

(会長)

- ・現段階で想定される案件の見込みなどから、直ちにガイドラインの作成や景観形成基準の見直しをすべき状況にないと判断するが、いずれ、そうした状況に直面することは明らかである。当面は案件ごとに審議会で審査とするとしても、審査項目ほか、具体的な数値や緑化形態などについて検討するためのワーキンググループを組織することは可能か。

(事務局)

- ・長浜市景観条例施行規則に専門事項を審議するために会長が専門部会を構成できる規定がある。

(会長)

- ・具体の案件が出てくる前に、専門部会を構成して、審査項目ほか必要な事項について検討していきたい。

- ・諮問第1－3号は当面の間は案件審査とするという答申としてよろしいか。
- (委員全員)
- ・異議なし。

4 報告事項

長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定について

(歴史遺産課)

- ・資料5に基づいて、説明。

(会長)

- ・長浜市歴史的風致維持向上計画は、平成20年度に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律制定を受け、平成21年度に合併前の旧長浜市で検討を開始し、認定を受けている。県内では彦根市に次いで長浜市が策定した。今回はその2期計画策定の経過報告である。
- ・当計画は、客観的資料に基づき歴史的資源として認定された建造物や文化活動を活かした街づくりを推進する10年間の実施計画である。当計画の考えをベースに、個別の道路整備や街並み整備事業、祭りなどの文化的事業が実施され、各補助金等の採択の条件や補助率の上乗せがされるという性質をもつ。そのため、当計画を作り込むことで歴史的資源を活用したまちづくりが円滑に進む。
- ・景観審議会としては、当計画の重点区域が景観形成重点区域をベースに設定されているため、区域の拡大等を連動して反映する必要がある。

(委員)

- ・宝巖寺の修復作業は完了したのか。

(歴史遺産課)

- ・概ね、完了し、本日記者発表をしたところ。

(委員)

- ・竹生島展示を大阪城でされるようだが。

(歴史遺産課)

- ・同じく本日記者発表をしている。大阪城は長浜城歴史博物館と姉妹城であるため、今回の展示に至った。

(委員)

- ・当計画に基づいて実施する事業としてきもの大園遊会が挙げられているが、その実行委員会では、毎年応募数が減っていることから、開催方法見直しの話が出ている。しかし、当計画に挙げられているということは今後も継続していくということか。

(歴史遺産課)

- ・きもの大園遊会は、当計画の重点区域を散策し、大通寺会場として活用している事例として挙げており、掲載内容については担当課に確認している。

(会長)

- ・当計画に織り込む事業については素案から案にあげていく段階で、担当課と調整される。

(委員)

- ・きもの大園遊会は、長浜の伝統産業「浜ちりめん」で作られた着物と歴史的建造物がマッチしており、美しい情景を醸し出している。最近は写真家の参加も多く、また「浜ちりめん」の名前を残すためにも、形を変えながらも継続していきたいと考えている。

(会長)

- ・当計画に挙げると向こう 10 年間は実施する責任が生じるのでは。

(歴史遺産課)

- ・そのとおり。掲載にあたっては、概ね 5 年間は事業実施が見込まれるのを挙げるよう各課に照会しているので、ここに挙がっているということは、当課としては、5 年間は実施されるものと認識している。

(会長)

- ・5 年後、状況の変化等を理由に事業の取りやめ等を行うことは認めてもらえるのか。

(歴史遺産課)

- ・事業の継続・完了が基本だが、相当の理由があれば休止・中止はやむを得ないと考えている。また、新たな事業は計画変更で追加できる。

(委員)

- ・長浜の観音様は、京都・奈良と違った味があり、通の方がよくお見えになる。しかし、観音様の継承が難しい状況のなかで、何か対応は考えているのか。

(歴史遺産課)

- ・長浜の観音様は、無人の観音堂で、村で守り伝えられていることが特徴だが、現在、その活動が縮小傾向にあり、当課としても危惧している。そのため、観音様の世話方の代表者を集めた会議を作り、問題共有、解決に向けて検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・屋外広告物修景顕彰事業の写真に今年度の大賞受賞作品を追加してはどうか。

(歴史遺産課)

- ・当計画の重点区域にあるものを掲載している。今年度の大賞は区域外であったので掲載していない。

(委員)

- ・近年、太鼓踊りや風流物が歴史的文化として注目されている。長浜でも茶碗祭りや速水の夏祭りがあるが、そういったことは盛り込まないのか。

(歴史遺産課)

- ・祭事とともに歴史的建造物がないと当計画の重点区域に指定し、計画に盛り込むことが難しい。
- ・そうした祭事については、開催自体できないものもあり、一昨年、無形民俗文化財保存活用協議会を立ち上げ、保存・再興に向けた検討を行っている。昨年には丹生ダムフェスタを開催し多くの来場があるなど、一定効果があると感じている。

(会長)

- ・歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定に向けた R2 年度の見通しは。

(歴史遺産課)

- ・年度内に案をまとめ、4月末からパブコメを実施する。7月末に案が決定し、8月中頃に認定を受けることとなると思われる。事業実施は認定後となる。

5 その他

- ・事務局から景観審議会委員任期の満了に伴う改選等の案内

6 閉会

- ・内藤都市計画課長からあいさつ